

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正

R3.3.26

令和3年度 知立市介護予防・日常生活支援総合事業 単価改正のポイント

(1) 基本報酬の見直し

・改定については、厚生労働省告示を参酌し、総合事業の利用状況や知立市内事業所アンケートの結果等を考慮し、介護事業所が総合事業のサービスを継続して提供できるよう基本報酬の引き上げを行う。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応のための費用について

・新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、国の方針に則り令和3年9月までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、かかり増し費用は加算にて対応とする。

なお、同年10月以降については、この措置を延長しないことを基本の想定としている。

(3) 介護予防ケアマネジメント加算の変更について

・介護予防ケアマネジメント委託連携加算を新設する。なお、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算は廃止する。

(4) 新設されたサービスコードは知立市ホームページにて周知

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正

R3.3.26

令和3年4月1日より

訪問型サービス		単位数		対象者
		改定後	改定前	
訪問型サービス (現行相当)		1,176単位	1,172単位	週1回程度利用者
		2,349単位	2,342単位	週2回程度利用者
		3,727単位	3,715単位	週2回超利用者
基準緩和	訪問型サービスA (指定事業所)	233単位 (5回以上になる場合 1月につき1,000単位)	224単位 (5回以上になる場合 1月につき965単位)	週1回程度利用者
		233単位 (9回以上になる場合 1月につき1,997単位)	224単位 (9回以上になる場合 1月につき1,929単位)	週2回程度利用者
	訪問型サービスA (シルバー人材)	1,550円	1,550円	要支援 1. 2 事業対象者

※加算については、新型コロナウイルス対策費として1/1000を上乗せする(R3.4～9)
 他、訪問型サービス(現行相当)は厚労省告示のとおり、訪問型サービスAについては変更なし

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正 R3.3.26

令和3年4月1日より

通所型サービス		単位数		対象者
		改定後	改定前	
通所型サービス (現行相当)		1,672単位	1,655単位	要支援1・2 事業対象者
		3,428単位	3,393単位	要支援2 事業対象者
基準緩和	通所型 サービスA	282単位 (5回以上になる場合 1月につき1,214単位)	252単位 (5回以上になる場合 1月につき1,082単位)	要支援1・2 事業対象者
		291単位 (9回以上になる場合 1月につき2,502単位)	260単位 (9回以上になる場合 1月につき2,236単位)	要支援2 事業対象者

※加算については、新型コロナウイルス対策費として1/1000を上乗せする(R3.4～9)
 他、通所型サービス(現行相当)は厚労省告示のとおり、通所型サービスAについては変更なし

介護予防・日常生活支援総合事業の単価改正

R3.3.26

令和3年4月1日より

サービスC	単位数		対象者
	改定後	改定前	
訪問型	4,720円/回	4,530円/回	要支援1・2 事業対象者
通所型	3,450円/回	3,060円/回	要支援1・2 事業対象者

※自己負担額は変更なし

※市の施設を使用する場合は通所型の単価 -60円/回

介護予防ケアマネジメント	単位数	
	改定後	改定前
介護予防ケアマネジメントA	1月につき438単位	1月につき431単位
介護予防ケアマネジメントB	1月につき330単位	1月につき325単位
介護予防ケアマネジメントC	1月につき200単位	1月につき200単位

※加算については、新型コロナウイルス対策費として1/1000を上乗せする(R3.4～9)他、厚労省告示のとおり